

# (案)

令和6年3月19日  
高知県土木部、危機管理部

## 「特定利用港湾」高知県版Q & A

〔高知港、須崎港、宿毛湾港の「特定利用港湾」指定受け入れ可否の判断にあたり、高知県の考え方のポイントをまとめました。〕

< I 「特定利用港湾」指定で何がどう変わるのか >

**Q 1 「特定利用港湾」への指定で、平時の自衛隊艦船による利用はどう変わりますか？**

(答)

- 高知港では現在でも自衛隊艦船が年数回程度、防災訓練や広報活動などのため寄港しています。
- 「特定利用港湾」に指定されると、これに加えてさらに年数回程度、有事に備えた部隊・物資の輸送訓練などで自衛隊艦船の寄港回数が増える可能性があります。
- ただし、国は必要な訓練は「特定利用港湾」以外の港湾でも実施すると表明していますので、仮に本県が指定に同意しなくても、県内港湾での輸送訓練などが行われる可能性はあります。

**Q 2 我が国への武力攻撃のような、有事の際の自衛隊艦船利用に違いが出てきますか？**

(答)

- 「特定利用港湾」は、平時における利用の枠組みです。
- 武力攻撃事態のような有事については、いわゆる有事法制によって、内閣総理大臣からの「要請」「指示」などに基づき、あらゆる港湾について、必要に応じて、自衛隊艦船の優先利用が行われる仕組みになっていますので、「特定利用港湾」への指定の有無によって取扱いが変わることはありません。

## (案)

**Q 3 武力攻撃事態のような有事ではなくても、国際情勢が緊迫し有事の一步手前のような状況になった場合はどうですか？**

(答)

- 国際情勢が緊迫した場合のほか、大規模災害が発生したりして自衛隊艦船が緊急に物資輸送や部隊の展開などの任務に当たる場合があります。
- こうした場合、「特定利用港湾」に指定されている港湾は、自衛隊艦船による柔軟かつ迅速な利用が図られるよう努めることが求められます。

**Q 4 「特定利用港湾」の指定に同意しなければ、Q 3のような緊急時にも自衛隊艦船の利用を拒否できるのですか？**

(答)

- 「特定利用港湾」に指定されていなければ、Q 3のように自衛隊艦船による柔軟かつ迅速な利用が図られるよう努めることは求められませんが、港湾法の規定に基づき他の民間船舶と同様の基準で利用の申請を審査し、利用調整を行うこととなります。
- この場合、港湾法には「不平等取扱の禁止」規定がありますので、合理的な理由なしに利用を拒否することはできません。

**Q 5 「特定利用港湾」への指定に同意し、自衛隊艦船に協力すれば何か国からの見返りはあるのですか？**

(答)

- 「特定利用港湾」に指定されると、公共事業の採択などの判断に当たり、自衛隊・海上保安庁のニーズという安全保障上の観点からの重要性が加味され、岸壁・航路などの港湾施設の整備が加速

## (案)

されることが期待されます。

- あわせて、指定が行われて自衛隊艦船が訓練などにより、平素から県内港湾の特性に習熟しておくことで、大規模災害時における災害派遣や国民保護事案への対応においてより効率的な対応が期待でき、地元にとってもメリットがあると考えます。

< II 「特定利用港湾」指定によるリスクをどう考えるか >

**Q 6 自衛隊艦船の輸送訓練では武器や弾薬も運ばれるようですが、事故などの心配はありませんか？**

(答)

- 武器・弾薬等を含む物資輸送については、関連する法令に基づいて安全には十分な配慮がなされます。
- また、国からは、港湾における訓練には港湾内で弾薬発射するといったものは含まれず、今回の指定は新たな基地や駐屯地の設置を伴うものではないと説明を受けています。

**Q 7 「特定利用港湾」の指定に同意しなければ、武器や弾薬を輸送する自衛隊艦船の寄港を拒否できるのですか？**

(答)

- 「特定利用港湾」の指定の有無にかかわらず、自衛隊艦船についても、港湾法の規定に基づき他の民間船舶と同様の基準で利用の申請が審査されます。
- この場合、港湾法には「不平等取扱の禁止」規定がありますので、単に武器・弾薬等を搭載しているというだけの理由で利用を拒否することはできません。

## (案)

**Q 8 「特定利用港湾」の指定に同意することは、高知県議会の「港湾における非核平和利用に関する決議」に反しませんか？**

(答)

- 県議会決議は船舶に対して非核三原則の順守を求めるものです。
- 自衛隊艦船は政府の方針に則ってこれを遵守しており、今回の指定に同意することは県議会決議に何ら反するものではありません。

**Q 9 「特定利用港湾」に指定されると、有事において攻撃目標となるリスクが高まるのではないですか？**

(答)

- 「特定利用港湾」の指定に伴う自衛隊艦船の利用実態の変化は年数回の訓練利用の増加程度と微小なものであり、このことが攻撃目標とみなされる可能性を有意に高めるものとは考えていません。
- むしろ我が国全体としての防衛体制の強化を通じて、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力が高まり、リスクの軽減に寄与するのではないかと考えます。

**Q10 「特定利用港湾」の指定に同意しなければ、有事において攻撃目標となるリスクを軽減できるのですか？**

(答)

- 国の説明によれば、「特定利用港湾」の指定候補の選定は、我が国をめぐる厳しい安全保障環境と国内における部隊配置などを踏まえたものです。
- そうであるとすれば、攻撃標的となるリスクの増加が仮にあるとしても、それは指定候補であることが明らかになった時点です

## (案)

でに発生していると思われ、県の指定同意の有無がもたらす効果は極めて限定的ではないかと考えます。

### < III 県としての総合判断の方向性 >

**Q11 「特定利用港湾」に関する国との合意文書案について、どのような協議を行っているのですか？**

(答)

- 国との合意文書は、平時にあっても国際情勢の緊迫や大規模災害の発生により自衛隊艦船が緊急に港湾を利用する必要性が生じた際には、柔軟かつ迅速な利用が図られるよう県として努めることなどを定めようとするものです。
- 現在、想定されるケースの具体的な内容などについて国との間で共通認識を得ることを目指して詰め協議を行っております。

**Q12 今後、県としてどのような方向性で、どのような手順を経て指定受け入れの可否に関する最終判断を行うのですか？**

(答)

- 県としては、これまでの国との協議の結果、「特定利用港湾」の指定受け入れに関しては、これに伴って想定されるリスクを上回る、十分なメリットが認められるのではないかと心証を得ています。
- 今後、こうした立場を関係する港湾の地元三市に伝え、意見交換を行うと同時に、合意文書に関する国との詰め協議を進め、受け入れ可否についての最終判断を3月末までに行いたいと考えます。